

農地転用許可申請書類 例（規則第 26 条、第 48 条 2 項）

(1) 共通の添付書類

書類の種類	書類の内容等	当該書類を必要とする主な理由
土地の登記事項証明書	・全部事項証明書に限る。	・対象をなる土地の特定 ・権利関係の確認
公図の写し等	・土地の地番を表示する図面	・対象をなる土地の特定
位置図 (縮尺 10,000 分の 1～ 50,000 分の 1 程度)	・申請地周辺の土地利用状況が確認 できるもの	・申請地の位置関係の確認
配置図 (縮尺 500 分の 1～ 2,000 分の 1 程度)	・申請地に建設しようとする建物又 は施設の面積、位置、形状及び施 設間の距離が確認できるもの	・事業概要の把握 ・転用面積の妥当性の審査 ・周辺農地への影響の審査
申請地付近の現況を示 す図面	・例 住宅地図の写し	・申請地の選定の妥当性の審査 ・周辺土地の利用状況から農地区分や周辺土 地影響等の審査
土地利用計画図	・建物又は施設を建設する場合には 平面図	・事業計画の必要性・具体性を確認し、転用 目的の実現の確実性を審査
資力及び信用があるこ とを証する書面	・資金証明書（預金残高証明書、融 資証明書等）	・申請者の資力から転用目的実現の確実性を 審査

(2) 法人による申請の場合に必要な添付書類

書類の種類	書類の内容等	当該書類を必要とする主な理由
法人の登記事項証明書		・代表取締役等の申請適格者による申請であ ることの確認 ・法人の事業内容の確認
定款又は寄付行為	・宗教法人の場合は規則 ・地縁による団体の場合は規約 ・その他	・同上

(3) 一時転用申請の場合に必要な添付書類

書類の種類	書類の内容等	当該書類を必要とする主な理由
農地復元に関する誓約 書		・一時転用後の農地等への復元の担保
工事工程表		・一時転用後に農地等へ確実に復元されるか についての審査
農地の復元に関する土 地所有者との契約書又 は同意書の写し		

(4) 該当する場合に必要な添付書類

必要な場合	書類の内容等	当該書類を必要とする主な理由
所有権以外の権限に基 づいて申請する場合	・所有者の同意があったことを証す る書面	・事業目的の実現の確実性の審査
地上権、永小作権、質 権又は賃借権に基づく 耕作者がいる場合	・耕作者の同意があったことを証す る書面	・同上
他法令の規定による許 可、認可、関係機関と の協議を了している場 合	・他法令の規定による許可、認可、 関係機関の議決等があったこと を証する書面	・事業目的の実現の確実性の審査（他法令の 規定制限に抵触する場合は、許可の対象と ならない。

必要な場合	書類の内容等	当該書類を必要とする主な理由
申請地が土地改良区域内にある場合	・土地改良区の意見書 (30日を経過しても意見を得られない場合には、その事由書)	・土地改良事業と申請地における転用事業との調整の状況についての審査
当該事業に関連する取水、排水についての水利権者、漁業権者等の同意得ている場合	・水利権者、漁業権者等の同意があったことを証する書面	・当該事業において取水、排水する場合にその時期、方法、水量、水質等についての関係部局との調整状況を把握した上で、農業等への影響について審査
土地登記簿上の所有者の住所と現住所が異なる場合	・土地所有者の住民票又は戸籍の附票(写しも可)	・土地登記簿上の所有者と申請者の同一性の確認
土地所有者と耕作者が相違する場合で両者が同一世帯員であるとき	・土地所有者と耕作者の住民票(写しも可)	・農地法の世帯主義により耕作者が小作人に該当しないことの確認
相続登記未済の場合	①相続を証する書面(戸籍謄本) ②他の相続人の相続放棄を証する書面 ※ ③相続分不存在証明書 ④相続関係説明図 (①、②又は③及び④)	・申請人が申請地を相続していることの確認 ※家庭裁判所へ相続放棄の申述をした旨の証明書
一筆のうち一部を転用する場合	・地積測量図	・転用される土地の範囲の特定
転用目的が貸駐車場、貸資材置き場である場合	・借主が特定できる書類(契約書)	・転用目的の実現の確実性や計画の妥当性の審査
農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、第1種農地を転用する場合	・従業員の雇用計画書及び地元自治体等との雇用協定	・農業従事者が3割以上雇用されることを確認し、農業従事者の雇用の確実性を審査
農業委員会において特に問題として付議された場合	・農業委員会の議事録の写し	・申請内容の詳細の把握
	・その他参考となるべき書類	